

改正後

改正前

（関連対象事業）

（関連対象事業）

第四条 略

第四条 略

2 略

2 略

3 条例第二条第三項第三号口の規則で定める事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。ただし、当該事業が対象公有水面の埋立て等又は対象土砂等の埋立て等を伴うものであるときは、対象公有水面の埋立て等である部分又は対象土砂等の埋立て等である部分を除くものとする。

3 条例第二条第三項第三号口の規則で定める事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。ただし、当該事業が対象公有水面の埋立て等又は対象土砂等の埋立て等を伴うものであるときは、対象公有水面の埋立て等である部分又は対象土砂等の埋立て等である部分を除くものとする。

一 当該事業と条例第二条第三項第一号イに該当する事業（以下「親事業」という。）とが進入路、駐車場、事務所その他の施設を相互に利用し合う関係にあるか又は当該事業の実施区域と親事業の実施区域が接していること。ただし、当該事業と親事業とが同種の発電所に係る工事時期の重なる発電用電気工作物の設置又は変更の事業である場合には、当該事業の実施区域と親事業の実施区域との距離が二十キロメートル（当該事業と親事業が水力発電所、太陽電池発電所又は風力発電所に係る事業である場合にあつては、一キロメートル）以内である場合を含むものとする。

一 当該事業と条例第二条第三項第一号イに該当する事業（以下「親事業」という。）とが進入路、駐車場、事務所その他の施設を相互に利用し合う関係にあるか又は当該事業の実施区域と親事業の実施区域が接していること。ただし、当該事業と親事業とが同種の発電所に係る工事時期の重なる発電用電気工作物の設置又は変更の事業である場合には、当該事業の実施区域と親事業の実施区域との距離が二十キロメートル（当該事業と親事業が水力発電所又は風力発電所に係る事業であつては、一キロメートル）以内である場合を含むものとする。

別表第一（第二条から第四条まで）

別表第一（第二条から第四条まで）

事業の種類	事業の要件	基本事業の事業規模	複合開発構成事業及び関連対象事業の事業規模
二河川工事	ダムの新築の事業であつて、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第一項に規定する河川（以下「河川」という。）に関して実施されるもの（当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあ	河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第九十九号）第二条第	貯水面積が三十七・五ヘクタール以上であるもの

事業の種類	事業の要件	基本事業の事業規模	複合開発構成事業及び関連対象事業の事業規模
二河川工事	ダムの新築の事業であつて、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第一項に規定する河川（以下「河川」という。）に関して実施されるもの（当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあ	河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第九十九号）第二条第	貯水面積が三十七・五ヘクタール以上であるもの

<p>つては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めるときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十五号に規定する発電事業者（その者が国土交通大臣、知事又は独立行政法人水資源機構である場合を除く。以下「発電事業者」という。）であるもの（当該水力発電所の出力が二万二千五百キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。）</p>	<p>ジ水位（サーチャージ水位がないダムにあつては、同条第一号に規定する常時満定する常時満水位。）における貯水池の水面の面積（以下「貯水面積」という。）が七十五ヘクタール以上であるもの</p>	<p>口 堰（せき）の新築の事業であつて、河川に関して実施されるもの（当該堰（せき）が水力発電所の設備となる場合にあつては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）</p> <p>計画湛（たん）水位（堰（せき）の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰（せき）によつてたたえることとした流水の</p> <p>湛（たん）水面積が三十七・五ヘクタール以上であるもの</p>
---	--	--

<p>つては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めるときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十号に規定する電気事業者（以下「電気事業者」という。）又は同項第十一号に規定する卸供給を行う事業を営み、若しくは営もうとする者（その者が国土交通大臣、知事又は独立行政法人水資源機構である場合を除く。以下「卸供給事業者」という。）であるもの（当該水力発電所の出力が二万二千五百キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。）</p>	<p>ジ水位（サーチャージ水位がないダムにあつては、同条第一号に規定する常時満定する常時満水位。）における貯水池の水面の面積（以下「貯水面積」という。）が七十五ヘクタール以上であるもの</p>	<p>口 堰（せき）の新築の事業であつて、河川に関して実施されるもの（当該堰（せき）が水力発電所の設備となる場合にあつては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）</p> <p>計画湛（たん）水位（堰（せき）の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰（せき）によつてたたえることとした流水の</p> <p>湛（たん）水面積が三十七・五ヘクタール以上であるもの</p>
--	--	--

略	<p>者)が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの(当該水力発電所の出力が二万二千五百キロワット以上である場合に限る。)及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。)</p>	<p>最高水位で堰(せき)の直上流部におけるものをいう。)</p> <p>る湛(たん)水区域の面積(以下「湛(たん)水面積」という。)</p> <p>積」とい(たん)水面積)が七十以上であるもの</p>
	<p>改築後の湛(たん)水面積が七十五ヘクタール以上であり、かつ、湛(たん)水面積が三十七・五ヘクタール以上増加することとなるもの</p>	<p>改築後の湛(たん)水面積が三十七・五ヘクタール以上であり、かつ、湛(たん)水面積が十八・七五ヘクタール以上増加することとなるもの</p>
	<p>改築後の湛(たん)水面積が三十七・五ヘクタール以上増加することとなるもの</p>	<p>改築後の湛(たん)水面積が三十七・五ヘクタール以上増加することとなるもの</p>

略	<p>者)が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業者又は卸供給事業者であるもの(当該水力発電所の出力が二万二千五百キロワット以上である場合に限る。)及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。)</p>	<p>最高水位で堰(せき)の直上流部におけるものをいう。)</p> <p>る湛(たん)水区域の面積(以下「湛(たん)水面積」という。)</p> <p>積」とい(たん)水面積)が七十以上であるもの</p>
	<p>改築後の湛(たん)水面積が七十五ヘクタール以上であり、かつ、湛(たん)水面積が三十七・五ヘクタール以上増加することとなるもの</p>	<p>改築後の湛(たん)水面積が三十七・五ヘクタール以上であり、かつ、湛(たん)水面積が十八・七五ヘクタール以上増加することとなるもの</p>
	<p>改築後の湛(たん)水面積が三十七・五ヘクタール以上増加することとなるもの</p>	<p>改築後の湛(たん)水面積が三十七・五ヘクタール以上増加することとなるもの</p>

略		五 発 電 用 電 気 工 作 物 の 設 置 又 は 変 更	
イ	水力発電所の設置の工事の事業（当該水力発電所の設備にダム又は堰（せき）が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰（せき）の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する 発電事業者 でないときは、当該ダムの新築又は当該堰（せき）の新築若しくは改築である部分を除く。）	出力が二万二千五百キロワット以上であるもの	出力が一万一千二百五十キロワット以上であるもの
ロ	水力発電所の変更の工事の事業（当該水力発電所の変更の工事がダムの新築又は堰（せき）の新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該堰（せき）の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する 発電事業者 でないときは、当該ダムの新築又は当該堰（せき）の新築若しくは改築である部分を除く。）	出力が二万二千五百キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	出力が一万一千二百五十キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの

略		五 発 電 用 電 気 工 作 物 の 設 置 又 は 変 更	
イ	水力発電所の設置の工事の事業（当該水力発電所の設備にダム又は堰（せき）が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰（せき）の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する 電気事業者又は卸供給事業者 でないときは、当該ダムの新築又は当該堰（せき）の新築若しくは改築である部分を除く。）	出力が二万二千五百キロワット以上であるもの	出力が一万一千二百五十キロワット以上であるもの
ロ	水力発電所の変更の工事の事業（当該水力発電所の変更の工事がダムの新築又は堰（せき）の新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該堰（せき）の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が二以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する 電気事業者又は卸供給事業者 でないときは、当該ダムの新築又は当該堰（せき）の新築若しくは改築である部分を除く。）	出力が二万二千五百キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	出力が一万一千二百五十キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの

略	二 火力発電所の変更に 事業	ホ 太陽電池発電所の設置の工 事の事業
略	略	イ 国定公園 の区域内で 実施される 事業にあつ ては、太陽 光を電気に 変換する設 備の水平投 影面積（以 下「発電設 備面積」と いう。）の 合計が十へ クタール以 上であるも の（自然公 園法第二十 三条第七項 の行為とし て実施され るものを除 く。） ロ 自然公園 の区域内で 実施される 事業にあつ ては、発電 設備面積の 合計が十へ クタール以 上であるも の（千葉県 立自然公園 条例第二十 三条第七項 の行為とし て実施され
		イ 国定公園 の区域内で 実施される 事業にあつ ては、発電 設備面積の 合計が五へ クタール以 上であるも の（自然公 園法第二十 三条第七項 の行為とし て実施され るものを除 く。） ロ 自然公園 の区域内で 実施される 事業にあつ ては、発電 設備面積の 合計が五へ クタール以 上であるも の（千葉県 立自然公園 条例第二十 三条第七項 の行為とし て実施され

略	二 火力発電所の変更に 事業	(新設)
略	略	

	<p>の(千葉県立自然公園条例第二十条第七項の行為として実施されるものを除く。)</p> <p>ハ 自然環境保全地域として指定された区域内で実施される事業にあっては、発電設備面積の合計が十ヘクタール以上であるもの(千葉県自然環境保全条例第十一條第六項の行為として実施されるものを除く。)</p>
<p>の(千葉県立自然公園条例第二十条第七項の行為として実施されるものを除く。)</p> <p>ハ 自然環境保全地域として指定された区域内で実施される事業にあっては、発電設備面積の合計が五ヘクタール以上であるもの(千葉県自然環境保全条例第十一條第六項の行為として実施されるものを除く。)</p> <p>ニ 郷土環境保全地域として指定された区域内で実施される事業にあっては、発電設備面積の合計が五ヘクタール以上であるもの(千葉県自然環境保全条例第十一條第六項の行為として実施されるものを除く。)</p>	

	<p>境保全地域」とい う。)とし て指定され た区域内で</p>	<p>ホ 緑地環境 保全地域と して指定さ れた区域内 で実施され る事業にあ つては、発 電設備面積 の合計が五 ヘクタール 以上である もの(千葉 県自然環境 保全条例第 二十三条第 二項におい て準用する 同条例第十 一条第六項 の行為とし て実施され るものを除 く。)</p>
<p>ホ 千葉県自 然環境保全 条例第二十 一条第一項 の緑地環境 保全地域(以 下「緑地環 境保全地 域」とい う。)とし て指定され た区域内で</p>	<p>ホ 緑地環境 保全地域と して指定さ れた区域内 で実施され る事業にあ つては、発 電設備面積 の合計が五 ヘクタール 以上である もの(千葉 県自然環境 保全条例第 二十三条第 二項におい て準用する 同条例第十 一条第六項 の行為とし て実施され るものを除 く。)</p>	

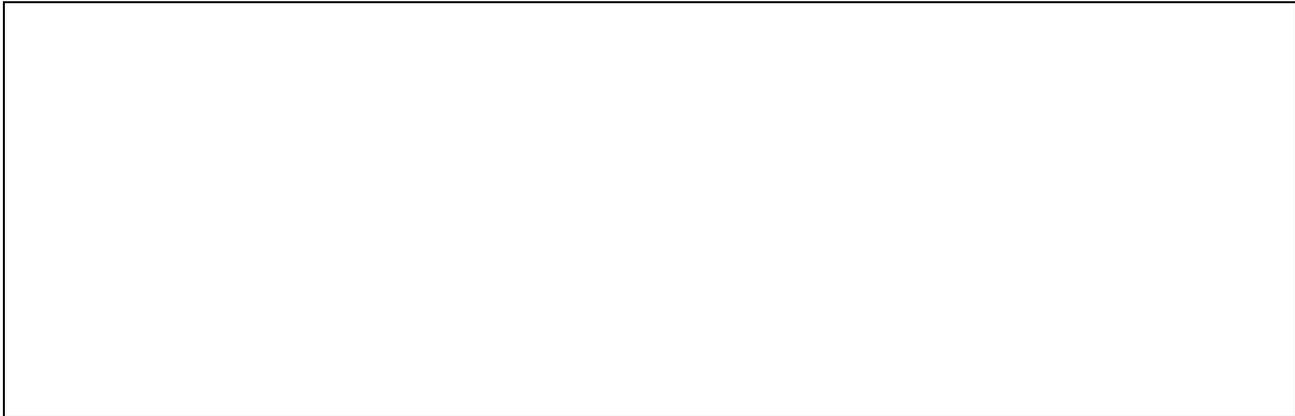
	<p>実施される事業にあっては、発電設備面積の合計が十ヘクタール以上であるもの（同条例第二十三条第二項において準用する同条例第六十一条第六項の行為として実施されるものを除く。）</p>
<p>計画対象民有林の区域内において実施される事業にあっては、発電設備面積の合計が二十ヘクタール以上であるもの</p>	<p>（森林法第五十一条の地域森林計画の対象となつてゐる民有林（以下「地域森林計画対象民有林」という。）の区域内において実施される事業にあっては、発電設備面積の合計が二十ヘクタール以上であるもの）</p>

<p>へ 太陽電池発電所の変更の工 事の事業</p>	
<p>イ 国定公園 の区域内で 実施される 事業にあつ ては、新た に設置する 太陽光を電 気に変換す る設備の水 平投影面積 (以下「新 設発電設備 面積」とい</p>	<p>ヘクタール 以上である もの(森林 法第十条の 二第一項た だし書に該 当する場合 及びイから ホまでに該 当するもの を除く。) ト イからヘ までに掲げ る事業以外 の事業にあ つては、発 電設備面積 の合計が四 十ヘクター ル以上であ るもの</p>
<p>イ 国定公園 の区域内で 実施される 事業にあつ ては、新設 発電設備面 積の合計が 五ヘクター ル以上であ るもの(自 然公園法第 三十三条第 七項の行為</p>	

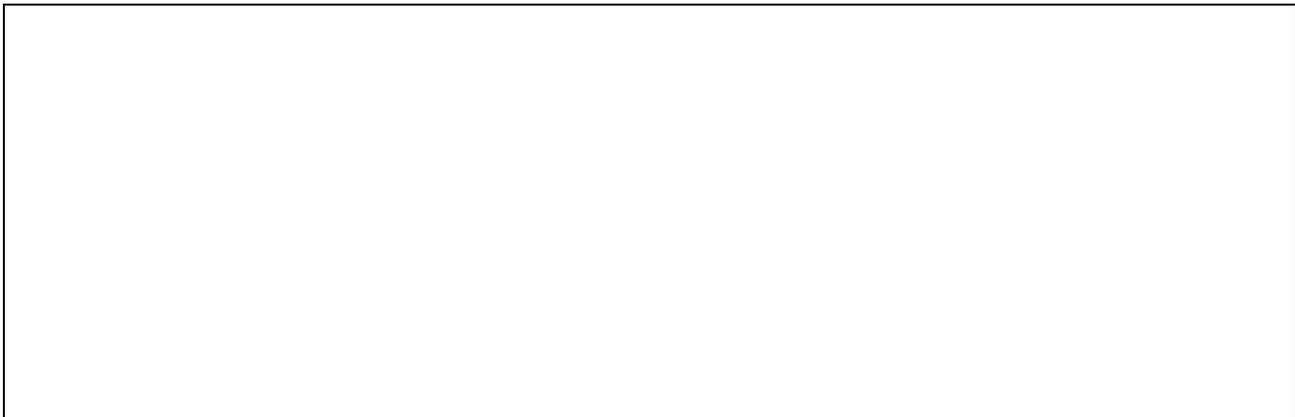
<p>(新設)</p>	

	<p>う。)の合計が十ヘクタール以上であるもの(自然公園法第三十三条第七項の行為として実施されるものを除く。)</p>	<p>として実施されるものを除く。)</p> <p>ロ 自然公園の区域内で実施される事業にあつては、新設発電設備面積の合計が五ヘクタール以上であるもの(千葉県立自然公園条例第二十條第七項の行為として実施されるものを除く。)</p> <p>ハ 自然環境保全地域として指定された区域内で実施される事業にあつては、新設発電設備面積の合計が五ヘクタール以上であるもの(千葉県自然環境保全</p>
--	---	---

	<p>つては、新設発電設備面積の合計が十ヘクタール以上であるもの <small>(千葉県自然環境保全条例第十一條第六項の行為として実施されるものを除く。)</small> <small>二 郷土環境保全地域として指定された区域内で実施される事業にあつては、新設発電設備面積の合計が十ヘクタール以上であるもの <small>(千葉県自然環境保全条例第十八條第二項において準用する同条例第十一條第六項の行為</small></small></p>
<p>條第十一條第六項の行為として実施されるものを除く。 <small>二 郷土環境保全地域として指定された区域内で実施され</small></p>	



として実施されるものを除く。)	ホ 緑地環境保全地域として指定された区域内で実施される事業にあつては、新設発電設備面積の合計が十ヘクタール以上であるもの(千葉県自然環境保全条例第二十条第二項において準用する同条例第十一条第六項の行為として実施されるものを除く。)	として実施されるものを除く。)	ホ 緑地環境保全地域として指定された区域内で実施される事業にあつては、新設発電設備面積の合計が五ヘクタール以上であるもの(千葉県自然環境保全条例第二十条第二項において準用する同条例第十一条第六項の行為として実施されるものを除く。)
-----------------	---	-----------------	---



チ 事業 風力発電所の変更の工事の	ト 事業 風力発電所の設置の工事の		
出力が七千五百キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	出力が七千五百キロワット以上であるもの	発電設備面積の合計が十ヘクタール以上であるもの（森林法第十条の二第一項ただし書に該当する場合及びイからホまでに該当するものを除く。）	該当する場合及びイからホまでに該当するものを除く。）
出力が三千七百五十キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	出力が三千七百五十キロワット以上であるもの	当該面積の合計が二十ヘクタール以上であるもの	

ヘ 事業 風力発電所の変更の工事の	ホ 事業 風力発電所の設置の工事の		
出力が七千五百キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	出力が七千五百キロワット以上であるもの		
出力が三千七百五十キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	出力が三千七百五十キロワット以上であるもの		

略	二十	<p>千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第二条第二項に規定する特定事業である事業（同条例第三十条第三項の規定により同条例の規定を適用しないこととされる市町村の区域において実施されるものを含み、同条例第十条第二号に該当するもの、法対象事業の一部として実施されるもの及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域内の農用地等を改良するために実施されるものであって、知事が特に認めたものを除く。）</p>	<p>イ 国定公園の区域内で実施される事業に<u>あつては</u>、埋立て等に供する区域の面積（以下「埋立面積」という。）が十ヘクタール以上であるもの（自然公園法第三十三条第七項の行為として実施されるものを除く。）</p>	<p>イ 国定公園の区域内で実施される事業に<u>あつては</u>、埋立面積が五ヘクタール以上であるもの（自然公園法第三十三条第七項の行為として実施されるものを除く。）</p>
略	二十	<p>千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第二条第二項に規定する特定事業である事業（同条例第三十条第三項の規定により同条例の規定を適用しないこととされる市町村の区域において実施されるものを含み、同条例第十条第二号に該当するもの、法対象事業の一部として実施されるもの及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域内の農用地等を改良するために実施されるものであって、知事が特に認めたものを除く。）</p>	<p>イ 国定公園の区域内で実施される事業に<u>あつては</u>、埋立面積が十ヘクタール以上であるもの（千葉県立自然公園条例第二十条第七項の行為として実施されるもの）</p>	<p>イ 国定公園の区域内で実施される事業に<u>あつては</u>、埋立面積が五ヘクタール以上であるもの（千葉県立自然公園条例第二十条第七項の行為として実施されるもの）</p>

実施されるものを除く。）	ハ 自然環境保全地域として指定された区域内で実施される事業にあっては、埋立面積が十ヘクタール以上であるもの（千葉	実施されるものを除く。）	ハ 自然環境保全地域として指定された区域内で実施される事業にあっては、埋立面積が五ヘクタール以上であるもの（千葉
県自然環境保全条例第	二 郷土環境保全地域として指定された区域内で実施される事業にあっては、埋立面積が十ヘクタール以上であるもの（千葉	県自然環境保全条例第	二 郷土環境保全地域として指定された区域内で実施される事業にあっては、埋立面積が五ヘクタール以上であるもの（千葉

のを除く。）	ハ 自然環境保全地域として指定された区域内で実施される事業であつて、埋立面積が十ヘクタール以上であるもの（千葉県自然環境保全条例第十一条第六項の行為として実施されるものを除く。）	のを除く。）	ハ 自然環境保全地域として指定された区域内で実施される事業であつて、埋立面積が五ヘクタール以上であるもの（千葉県自然環境保全条例第十一条第六項の行為として実施されるものを除く。）
事業であつた区域内で実施される	二 千葉県自然環境保全条例第十五条第一項の郷土環境保全地域（以下「郷土環境保全地域」という。）として指定された区域内で実施される事業であつた区域内で実施される	事業であつた区域内で実施される	二 千葉県自然環境保全条例第十五条第一項の郷土環境保全地域（以下「郷土環境保全地域」という。）として指定された区域内で実施される事業であつた区域内で実施される

内において実施される事業にあっては、埋立面積が十ヘクタール以上であるもの（森林法第十条の二第一項ただし書に該当する場合及びイからホまでに該当するものを除く。）

クータル以上であるもの（森林法第十条の二第一項ただし書に該当する場合及びイからホまでに該当するものを除く。）

二項において準用する同条例第十条第六項の行為として実施されるものを除く。）
森林法第五條第一項の地域森林計画の対象となつてい
る民有林（以下「地域森林計画対象民有林」という。）の区域内において実施される事業であつて、埋立面積が十ヘクタール以上であるもの（森林法第十条の二第一項ただし書に該当する場合及びこの項のイからホまでに該当す

クータル以上であるもの（森林法第十条の二第一項ただし書に該当する場合及びこの項のイからホまでに該当するものを除く。）

電気工作物 (火力発電 所)の設置 又は変更	十二 発電用 電気工作物 (太陽電池 発電所)の 設置又は変 更	十三 発電用 電気工作物 (風力発電 所)の設置 又は変更	十四 廃棄物 最終処分場 の設置又は 変更	十五 公有水 面その他の
発電設備面積の合計又は新設発 電設備面積の合計が二十パーセ ント以上増加しないこと。	発電設備面積の合計又は新設発 電設備面積の合計が二十パーセ ント以上増加しないこと。 修正前の対象事業実施区域から 三百メートル以上離れた区域が 新たに対象事業実施区域となら ないこと。	発電所の出力 が十パーセント以 上増加しないこと。 修正前の対象事業実施区域から 三百メートル以上離れた区域が 新たに対象事業実施区域となら ないこと。	埋立処分場所の位置 新たに埋立処分場所となる部分 の面積が修正前の埋立処分場所 の面積の二十パーセント未満で あること。	埋立干拓区域の位置 新たに埋立干拓区域となる部分 の面積が修正前の埋立干拓区域
			廃棄物の処理及び清掃 に関する法律施行令 (昭和四十六年政令第 三百号)第七條第十四 号イに規定する産業廃 棄物の最終処分場、同 号ロに規定する産業廃 棄物の最終処分場又は 一般廃棄物若しくは同 号ハに規定する産業廃 棄物の最終処分場の別	

電気工作物 (火力発電 所)の設置 又は変更	十二 発電用 電気工作物 (風力発電 所)の設置 又は変更	十三 廃棄物 最終処分場 の設置又は 変更	十四 公有水 面その他の
(新設)	発電所の出力 が十パーセント以 上増加しないこと。 修正前の対象事業実施区域から 三百メートル以上離れた区域が 新たに対象事業実施区域となら ないこと。	埋立処分場所の位置 新たに埋立処分場所となる部分 の面積が修正前の埋立処分場所 の面積の二十パーセント未満で あること。	埋立干拓区域の位置 新たに埋立干拓区域となる部分 の面積が修正前の埋立干拓区域
			廃棄物の処理及び清掃 に関する法律施行令 (昭和四十六年政令第 三百号)第七條第十四 号イに規定する産業廃 棄物の最終処分場、同 号ロに規定する産業廃 棄物の最終処分場又は 一般廃棄物若しくは同 号ハに規定する産業廃 棄物の最終処分場の別

							水面の埋立て又は干拓	面積の二十パーセント未満であること。
							十六 土地区画整理事業	施行区域の位置 新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
							十七 新住宅市街地開発事業	施行区域の位置 新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
							十八 工業団地造成事業	施行区域の位置 新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
							十九 新都市基盤整備事業	施行区域の位置 新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
							二十 流通業業務団地造成事業	施行区域の位置 新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
							二十一 宅地開発事業	開発区域の位置 新たに開発区域となる部分の面積が修正前の開発区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、十ヘクタール未満であること。
							二十二 レクリエーション	土地利用目的 土地利用目的に変更がないこと。

							水面の埋立て又は干拓	面積の二十パーセント未満であること。
							十五 土地区画整理事業	施行区域の位置 新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
							十六 新住宅市街地開発事業	施行区域の位置 新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
							十七 工業団地造成事業	施行区域の位置 新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
							十八 新都市基盤整備事業	施行区域の位置 新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
							十九 流通業業務団地造成事業	施行区域の位置 新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
							二十 宅地開発事業	開発区域の位置 新たに開発区域となる部分の面積が修正前の開発区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、十ヘクタール未満であること。
							二十一 レクリエーション	土地利用目的 土地利用目的に変更がないこと。

	<p>十四 廃棄物 最終処分場の設置又は変更</p>	置	三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
		発電設備の位置	発電設備が百メートル以上移動しないこと。
<p>十五 公有水面その他の埋立て又は干拓</p>	<p>埋立処分場所の位置</p>	置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋立処分場所の面積の十パーセント未満であること。
		埋立干拓区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が変更前の埋立干拓区域の面積の十パーセント未満であること。
<p>十六 土地区画整理事業</p>	<p>施行区域の位置</p>	置	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
		土地の利用計画における工業の用、商業の	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
土地の利用計画における工業の用、商業の			土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該

	<p>十三 廃棄物 最終処分場の設置又は変更</p>	置	三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
		発電設備の位置	発電設備が百メートル以上移動しないこと。
<p>十四 公有水面その他の埋立て又は干拓</p>	<p>埋立処分場所の位置</p>	置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋立処分場所の面積の十パーセント未満であること。
		埋立干拓区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が変更前の埋立干拓区域の面積の十パーセント未満であること。
<p>十五 土地区画整理事業</p>	<p>施行区域の位置</p>	置	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
		土地の利用計画における工業の用、商業の	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
土地の利用計画における工業の用、商業の			土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該

二 十 流通業	十九 新都市 基盤整備事 業	用地の面積	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
		施行区域の位置	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
一 七 市街地開発 事業	十八 工業団 地造成事業	用地の面積	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
		施行区域の位置	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。

一 九 流通業	十八 新都市 基盤整備事 業	用地の面積	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
		施行区域の位置	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
一 七 市街地開発 事業	十七 工業団 地造成事業	用地の面積	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
		施行区域の位置	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。

新旧対照表

○千葉県環境影響評価条例に基づく対象事業等に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針を定める規則（平成十一年六月十一日規則第六十一号）

改正後

改正前

（環境影響評価の項目の選定）

第四条 略

2 略

一〇二 略

3 第一項の規定による検討は、次の各号に掲げる各環境要素に関し、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれのある影響の重大性を考慮して適切に区分された環境要素ごとに行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

ル 風害、光害（太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象を含む。以下同じ。）及び日照障害（風車の影が回転して地上に明暗が生じる現象を含む。以下同じ。）

二〇四 略

4〇8 略

（環境影響評価の項目の選定）

第四条 略

2 略

一〇二 略

3 第一項の規定による検討は、次の各号に掲げる各環境要素に関し、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれのある影響の重大性を考慮して適切に区分された環境要素ごとに行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

ル 風害、光害及び日照障害（風車の影が回転して地上に明暗が生じる現象を含む。以下同じ。）

二〇四 略

4〇8 略

別表第一（第四条第一項）

別表第一（第四条第一項）

活動要素の区分	工事の実施										土地又は工作物の存在及び供用									
	樹林の伐採	切土又は盛土	湖沼又は河川の改変	海岸又は海底の改変	工作物の撤去又は廃棄	資材又は機械の運搬	仮設工事	基礎工事	施設の設定工事	施設の存在等	ばい煙又は粉じんの発生	排出ガス（自動車等）	排水	騒音若しくは超低周波音	地下水の採取	悪臭の発生	廃棄物の発生	工作物の撤去又は廃棄		
対象事業の区分																				

活動要素の区分	工事の実施										土地又は工作物の存在及び供用									
	樹林の伐採	切土又は盛土	湖沼又は河川の改変	海岸又は海底の改変	工作物の撤去又は廃棄	資材又は機械の運搬	仮設工事	基礎工事	施設の設定工事	施設の存在等	ばい煙又は粉じんの発生	排出ガス（自動車等）	排水	騒音若しくは超低周波音	地下水の採取	悪臭の発生	廃棄物の発生	工作物の撤去又は廃棄		
対象事業の区分																				

